

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について

1 減免について

国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し保険料(税)の減免を行うことができるとされていますが、令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、あま市においても、新型コロナウイルス感染症の影響より収入が減少した世帯に対する保険税の減免規定を、あま市国民健康保険税条例施行規則の一部改正により、整備いたします。

2 減免対象となる世帯及び減免額

新型コロナウイルス感染症の影響により、

- (1) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 全部
- (2) 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の①～③全てに該当する世帯 ⇒ 対象保険税に下表に応じた割合を乗じた額
 - ① 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること
 - ② 前年の合計所得金額が、1,000万円以下であること
 - ③ 減少が見込まれる事業収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

前年の合計所得金額	割合等	前年の合計所得金額	割合等
300万円以下	全部	750万円以下	10分の4
400万円以下	10分の8	1,000万円以下	10分の2
550万円以下	10分の6		

3 減免対象となる保険税

令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されているもの。

あま市においては、令和元年度6期分から、令和2年度6期分までが該当となります。

4 その他

この減免制度は、令和2年4月8日付け厚生労働省及び総務省発の事務連絡に基づくものです。今後の動静により、修正が加わる可能性があります。